

する。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 法第十二条において準用する第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を当該育児短時間勤務により養育している時間に当該職員以外の当該子の親が養育することができなくなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認することとなったこと。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認することとなったこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情)

第十五条 法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第十六条 任命権者は、法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、当該職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第十七条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第三項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする</p>
<p>第五条第四項及び第六項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第五条第十一項</p>	<p>とする</p>	<p>に算出率を乗じて得た額とする</p>

第十二条第二項第二号	短時間勤務職員その他の職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第十五条第二項及び第四項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第二十一条第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第二十一条第五項及び第二十二條第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第二十一条第五項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の特例)

第十八条 育児短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる市町村立学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第六条第四項及び第六項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第六条第十一項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第二十二条第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第二十二条第五項及び第二十三條第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第二項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第七條第三項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と
第九條第一項	次条第一項において	以下
第九條第二項	第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である者を除く。次条第二項において同じ。）	特定業務等従事任期付職員
第十條第二項	短時間勤務職員	短時間勤務職員（企業職員である者を除く。）

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第二十条 育児短時間勤務をした職員についての職員の退職手当に関する条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務（法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（任期付短時間勤務職員の任期の更新）

第二十一条 第六条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第二十二条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

相当する期間を引き続き勤務したものとみなして」を「において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは」に改め、「により」の下に「、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして」を加え、同条を第八条とする。

第五条の三の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条第一項中「秋田県条例第二十二号」の下に「。以下「給与条例」という。」を、「秋田県条例第五十九号」の下に「。以下「市町村立学校職員給与条例」という。」を加え、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に、「市町村立学校職員の給与等に関する条例」を「市町村立学校職員給与条例」に改め、同条を第七条とする。

第五条の二中「育児休業法」を「法」に改め、同条を第六条とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「まで」の下に「育児休業法第十八条第一項又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。)
第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)
の承認を受けた職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」と総称する。)
の一週間当たりの勤務時間は、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては当該承認を受けた育児短時間勤務の内容、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をする職員にあっては同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容(以下「育児短時間勤務の内容」と総称する。)
に従い、任命権者が定める。

第三条第一項中「任命権者は」の下に「、育児短時間勤務職員については当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし」を加え、「、これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「、週休日」を「週休日」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加え、同条第三項中「(短時間勤務職員にあっては、前条第二項の規定に基づき定める時間)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が短時間勤務職員である場合にあっては、前条第三項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第四条第二項中「八日(短時間勤務職員にあっては、八月以上)の週休日を設けなければ」を「八日(育児短時間勤務職員にあっては当該育児短時間勤務の内容に従った八日以上、短時間勤務職員にあっては八日以上)の週休日を設けなければ」に改め、「必要」の下に「(育児短時間勤務職員に

第五条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第五条第四項及び第六項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第十二条第二項第二号	短時間勤務職員その他の職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第十五条第二項及び第四項並びに第二十三条の六第一項	短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第十九条第一項	再任用職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の特例）

第二十三条 任期付短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる市町村立学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に第二十八条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第六条第四項及び第六項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第十六条第二項第二号	短時間勤務職員その他の職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第二十五条の二	再任用職員	任期付短時間勤務職員

第六条に見出しとして「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に

あつては、当該育児短時間勤務の内容」を加え、「(短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日設ける」を「(育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日設ける」に改め、「割合で週休日」の下に「(育児短時間勤務職員にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日)」を加える。

第八条第一項中「四十時間」の下に「育児短時間勤務職員にあつては同条第二項の規定に基づき定める時間、」を加え、「同条第三項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「週休日」の下に「(育児短時間勤務職員にあつては、一週間当たり一日以上の割合で週休日とし、週休日が四週間につき四日以上(週休日)」を加える。

第十二条第一項第一号中「二十日」の下に「育児短時間勤務職員及び」を加え、「考慮し、」に改め、同項第二号中「考慮し」を「考慮し、」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第九条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改める。

第十条第一項中「第六条の」を「第八条の」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第四条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員(前項に規定する育児短時間勤務職員を除く。以下同じ。)」の「前項」を「第一項」に改め、「まで」の下に「育児休業法第十八条第一項又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」と総称する。)の一週間当たりの勤務時間は、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては当該承認を受けた育児短時間勤務の内容、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をする職員にあつては同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容(以下「育児短時間勤務の内容」と総称する。)に従い、県の教育委員会が定める。

第二十八条の二第一項中「教育委員会は」の下に「、育児短時間勤務職員については当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし」を加え、「、これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に改め、同条第二項